

日仏図書館情報学会会則

第1条

本会は、日仏図書館情報学会（La Société Franco-Japonaise des Bibliothécaires et des Documentalistes）と称する。

第2条

本会は、図書館情報学関係者を中心とした研究活動により、日仏両国の図書館情報学の発展に寄与することを目的とする。

第3条

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究会、講演会の開催
- (2) 情報、資料の収集と交換
- (3) 日仏両国の図書館情報学関係者の交流
- (4) 会誌の発行
- (5) 学会賞の授与
- (6) その他本会の活動に必要な事業

第4条

本会の事務所は、日仏会館におく。

第5条

本会は、次に定める会員をもって構成する。

- (1) 正会員（本会の趣旨に賛同する個人）
- (2) 学生会員（本会の趣旨に賛同する学生）
- (3) 賛助会員（本会の趣旨に賛同し、精神的または物質的な支持を与える個人または機関・団体）
- (4) 特別会員（本会に多大の貢献がある者、または貢献が期待される者）
- (5) 名誉会員（日仏会館研究センター所長）

第6条

本会の会員になろうとする者は、所定の申込書を提出し、幹事会の承認を得なければならない。ただし、特別会員および名誉会員は幹事会が推薦し、総会で承認を得るものとする。

第 7 条

本会の運営は、正会員と賛助会員の会費、寄付金とその他の収入により、これを行う。

第 8 条

本会の会費は、次のとおりとする。

正会員	個人	年額	4,000 円（但し、65 歳以上は自己申告制により 3,000 円）
学生会員	個人	年額	2,000 円
賛助会員	個人（1 口）	年額	5,000 円
	団体（1 口）	年額	10,000 円

特別会員はこれを免除する。

第 9 条

会員は、本会が発行する会誌の配布がうけられ、本会主催の研究会、講演会などの催しに参加することができる。正会員は、総会における議決権を有する。

第 10 条

本会に次の役員をおき、本会の業務を執行する。

会長 1 名、副会長 1 名、幹事長 1 名、幹事若干名、監事 1 名。

第 11 条

会長、幹事、監事は総会で選出される。また、副会長は会長が指名し、幹事長は幹事会において互選される。任期はすべて 2 年とし、再任を妨げない。ただし、会長の任期は 6 年を限度とする。

第 12 条

総会は幹事会の議を経て招集され、正会員の全員で構成される。総会の決議は、正規の手続きにより招集された会員の 1/3 が出席するか、または委任状を含めて 1/3 に達した場合に有効となる。総会は原則として年 1 回以上招集される。

第 13 条

会長は、特別会員のなかから顧問を委嘱することができる。顧問は会長の求めにより、幹事会に対し、意見を述べることができる。

第 14 条

本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 15 条

会員が業務を怠った場合は、幹事会の決議により退会させられることがある。当人より異議のあった場合は、総会の承認を得なくてはならない。

第 16 条

この会則は、総会において、出席した正会員及び委任数を含め $2/3$ の多数で変更することができる。

付則

- (1) この会則は、1970 年 3 月 13 日より施行する。
- (2) 1983 年 4 月 23 日に一部改正する。
- (3) 1987 年 5 月 23 日に一部改正する。
- (4) 1989 年 5 月 27 日に一部改正する。
- (5) 1991 年 5 月 25 日に一部改正する。
- (6) 2003 年 3 月 15 日に一部改正する。
- (7) 2005 年 5 月 21 日に一部改正する。
- (8) 2008 年 5 月 25 日に一部改正する。
- (9) 2009 年 5 月 30 日に一部改正する。